

特定少年の法的位置付けについての一考察

大塚英理子*

- I 本稿の課題
- II 民法成年年齢下げに関する議論
- III 特定少年の法的位置付けと国家による介入根拠
- IV 結語

I 本稿の課題

1. 少年法改正に至る経緯

2021年5月21日、「少年法等の一部を改正する法律」が成立し、2022年4月1日から施行されている（以下、この少年法改正を少年法2021年改正とする。）。これにより、18歳、19歳の少年を新たに「特定少年」とカテゴライズし、少年法に「特定少年の特例」を設けることにより、17歳以下の少年とは異なる取扱いをすることとなった。具体的には、特定少年についても、その健全な育成を目的とし、全件が家庭裁判所に送致され、原則として保護処分が適用されるという基本的な枠組みは維持するものの、いわゆる原則逆送事件の範囲を拡大し、保護処分は「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」で行い、虞犯規定は適用除外とし、さらに刑事処分に関する特則は適用せず、起訴後には推知報道禁止規定は適用されないこととなった。こうした非常に重要な改正がなされた少年法2021年改正は、2007年5月に日本国憲法の改正手続に関する法律が成立し、2014年6月にその一部が改正されたことにより、憲法改正に係る国民投票の投票権が18歳以上の者に認められたこと、さらに、2015年6月の公職選挙法の改

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第24巻第2号 2025年8月 ISSN 1347-0388

※ 愛知教育大学教育ガバナンス講座講師

正により、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられ、その附則により選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとして定められたことを発端とする。

民法については、日本国憲法の改正手続に関する法律の成立を契機として成年年齢の引下げについて本格的に議論がされることとなり¹⁾、2008年3月から2009年7月には法制審議会民法成年年齢部会での調査審議が行われた。同部会は議論の結果、「国民投票年齢が18歳と定められたことに伴い、選挙年齢が18歳に引き下げられることになるのであれば、18歳、19歳の者が政治に参加しているという意識を責任感をもって実感できるようにするためにも、取引の場面など私法の領域においても、自己の判断と責任において自立した活動をすることができるよう、特段の弊害のない限り、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」とする最終報告書を取りまとめた。一方で最終報告書は、民法の成年年齢を引き下げると、18歳、19歳の者の消費者被害を拡大させるなど様々な問題を生じさせることが懸念されることから、その問題点の解決に資する施策が実現されることが必要であると指摘する。そして、そうした施策は直ちに効果が現れるものではなく、実際に効果が現れ、国民の間に浸透するのにはある程度の期間を要することから、現時点で直ちに民法の成年年齢引下げの法整備を行うことは相当ではなく、法整備の具体的時期は国会の判断に委ねるのが相当とした。その後、消費者保護施策の充実や学校教育における消費者教育といった成年年齢引下げの環境整備に向けた施策が実施されたことを受け、成年年齢の引下げについて国会の判断を仰ぐことが適切な時期に至ったとして²⁾、2018年に法律案が提出された。そうして2018年6月、成年年齢を引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が国会で成立し、2022年4月1日から施行され、民法の成年年齢は20歳から18歳へと引き下げられたのである。

少年法については、2015年11月から2016年12月までの期間に「若年者に対

1) 笹井朋昭「成年年齢の引下げ等を内容とする民法一部改正法の概要」法律のひろば71(10)(2018年)7頁。

2) 笹井・前掲註1)7頁。

する刑事法制の在り方に関する勉強会」が法務省において開催された後、2017年2月に諮問第103号が発せられたことにより法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下、部会とする。）が設置された。諮問第103号は「少年法における『少年』の年齢を十八歳未満にすること」について意見を求める内容となっており、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げるべきか否かが部会での大きな検討事項となった。部会での議論は3年以上に及んだが、「少年法における『少年』の年齢を十八歳未満にする」べきか否かについては「18歳及び19歳の者は、……刑事司法制度において、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである」と述べるに留め、そのうえで18歳、19歳の者に対する特例を含む答申案が取りまとめられた。その後、法制審議会（総会）において答申案が採択され、法務大臣に答申された後、この答申に基づいた法律案が立案され、国会での審議を経て上述のような内容の少年法2021年改正が行われたのである。

2. 特定少年の法的位置付け

少年法2021年改正は、部会における少年法適用年齢引下げに賛成する立場の論拠を取り込んでいるとの主張がある³⁾。部会では以下のような考え方にに基づき、少年法の適用年齢を20歳から18歳に引き下げるべきであるとの主張がなされた。まず、少年法における保護原理を、未成熟な非行少年が健全に成長するという本人の利益を図るために国が後見的な介入をすることを認めたものと理解すれば、未成熟であるとして国家の後見的な介入を何歳の者まで認めるかは政策的な判断となる。そして健全な成長のために後見的な介入を行う要請は少年法以外の法領域でも妥当することから、政策的な判断には法制度全体を通じた整合性が求められ、その基本をなすのは、人の基本的な地位や権利義務を定めた民法の領域である。そして立法者は、民法改正により成年年齢を20歳から18歳に引き下げ、18歳、19歳の者は親権に服させる必要はないとしてその対象から外し、自律的な判断能力を有する者であるとする政策判断をしたのであるから、そのような18

3) 川出敏裕「改正少年法について」法律時報94(2)(2022年)12-20頁。

歳、19歳の者について、少年法の保護原理に基づき、一般的に、その健全な育成を図るためという理由で、その意思に反する場合であっても権利や自由の制約を伴う保護処分が付することができるとするのは、法制度全体としての整合性という観点から疑問がある、というものである。そして、法制度全体としての整合性の観点から問題とすべきなのは、成年年齢引下げにより18歳、19歳の者が法的にどのように位置付けられたのかである。成年年齢が引き下げられたことにより、18歳、19歳の者は単独で有効な法律行為をすることが認められ、親権者の監護教育権からも完全に離脱することとなったのであるから、法的地位としては20歳以上の者と全く同様に、一般的に自律的な判断能力を有する者と位置付けられたとみるほかない。そうであれば、18歳、19歳の者は少年法の適用対象からは外すのが筋である、と引下げ賛成派は主張していた。

そして以下のような点に、少年法2021年改正が引下げ賛成派の論拠を取り込んでいることを見て取ることができる。まず、18歳、19歳の者は、成長途上にあり、可塑性を有する存在である一方で、選挙権年齢や成年年齢の引下げ等により、18歳、19歳の者は、社会において、責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場となったという変化をふまえれば、少年法上も18歳、19歳の者をその立場に応じた取扱いをすることが適当であるとの改正法の基本的な考え方⁴⁾は、部会が答申で示した、18歳、19歳の者を「18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱い」をする中間層と位置付けた考え方を引き継いだものといえる。そして、18歳、19歳の特定少年については虞犯を審判事由から除外している点、そして保護処分は行為責任の範囲内で行わなければならない点については、民法上成年となった18歳、19歳の者については、保護原理に基づく国家による介入を認めることはできないという賛成派の主張を取り込んだ結果、そのような枠組みとなった。したがって、特定少年に対する保護処分の正当化根拠は侵害原理のみであり、18歳未満の者に対する保護処分とはその正当化根拠を異にするものである、と主張するのである。

しかし、選挙権年齢や成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の者が「社会に

4) 第204回国会衆議院本会議会議録第15号（令和3年3月25日）上川陽子法相による少年法等の一部を改正する法律案の趣旨説明。

において、責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場」におかれたとして、少年法における「その立場に応じた取扱い」とはどのようなものなのかは、議論を要する点なのではないだろうか。法制度全体としての整合性を問題とする立場からは、成年年齢の引下げの結果、18歳、19歳の者が法的にどのようなものとして位置付けられたのが重要であるとの指摘がなされている。では民法学では、成年年齢の引下げをめぐり「成年」についてどのような議論がなされたのか、また成年年齢引下げの結果、18歳、19歳の者は法的にはどのように位置付けられたのか。こうした議論から、少年法における特定少年の法的位置付けについて検討を行うことが可能であろう。

以下では、成年年齢引下げを契機とした、「成年」概念の意義や若年者の民法上の地位を検討する民法学の議論を概観し、民法改正の結果、18歳、19歳の者を含む若年者は、それぞれの者がおかれた状況や抱える脆弱性に着目した、必要とする個別の保護を受ける存在へと法的位置付けが変化したのだということを確認する。その上で、民法における18歳、19歳の者の法的位置付けからは、少年法の特定少年に対する介入根拠は保護原理を基礎として考えるべきであることを主張する。さらに、特定少年に対しては虞犯規定が適用されなくなり、保護処分選択の際にも「犯情の軽重を考慮」するとの制約を課した以上、少年司法以外での保護、支援を拡充していく必要性が導かれることを論じる。

II 民法成年年齢引下げに関する議論

1. 民法改正以前の議論

民法学での議論をみてもみると、成年年齢の引下げを行った民法改正を契機として、民法の成年概念の意義や、若年者の民法上の地位を検討する論稿が複数公表されている。そうした議論のなかでは、民法は、人は成長の過程のなかで様々な能力を段階的に獲得していく構造となっており、若者の成長について成年年齢だけが基準となっているわけではなく、成年年齢を基準として「大人」と「子ども」を二分しているわけでもない。そして成年年齢を引き下げた民法改正により、民法の成年という概念は変化したのだということが指摘されている。こうした

「段階的な能力の取得を強調する発想は、近時、既にいくつかの論稿で展開されており、また、論稿の展開にあたっての相当程度の前提となっているように感じられる」との指摘もなされている⁵⁾。

民法の成年年齢の引下げが議論の俎上に上がったことをうけ、大村敦志は、民法における成年の意義を確認したうえで、成年年齢を引き下げるべきか否かについては、「子どもの自律性が重要であると同時に、若者への保護・支援が必要な場合もあることを正面から認めること、言い換えれば、二者択一の議論自体を乗り越えること」だとして、多元的・相対的な成年年齢を提案している。すなわち、未成年を「準成年」と「完全未成年」に二分し、成年も「初成年」と「完全成年」に二分することを提案しているのである⁶⁾。こうした議論をふまえ、民法改正により成年概念はどのように変化したのかを検討する論稿が存在する。以下ではまず、山下純司と遠藤研一郎による論稿を検討する。

2. 段階的な能力取得を強調する立場

山下⁷⁾は、成年年齢の引下げを肯定的に評価しながら、今回の改正を機に成年年齢の意義を再考し、成年年齢を「自立してもよい年齢」と再定義すべきであると論じている。

まず、財産管理の局面と家族関係形成の局面について、従来の民法がどのように若者の能力に制約をかけてきたのかを確認している。財産管理の局面では、行為能力、意思能力、遺言能力についての民法上の扱いをまとめると、人は、小学校に入学する頃から自らの財産の処分についての判断能力を獲得し始め、中学を卒業する頃にはそうした判断能力はおおよそ完成すると考えられている。ただし判断能力が完成しても、社会経験の不足故に単独で取引を行わせることには不安があるため、未成年の間は大人による財産管理が認められているとする。家族関

5) 遠藤研一郎「成年年齢の引下げの意義について——若年者の『能力』に関する序論的考察——」法学新報127(3-4)(2021年)80頁。

6) 大村敦志「民法4条をめぐる立法論的覚書——『年少者法(こども・わかもの法)』への第一歩——」法曹時報59(9)(2007年)1-15頁。

7) 山下純司「成年年齢引下げの民法学上の意義」法律のひろば71(10)(2018年)39-47頁。

係形成の局面については、民法改正前の婚姻適齢や養子縁組・改氏についての法定年齢をまとめると、高校生くらいになれば、誰かと夫婦になったり、誰かの子として育つことの社会的重要性を理解したり判断したりする能力はあるが、そうした判断が早計なものとなる危険性を考慮し、成年に達するまでは、父母の同意や、家庭裁判所の許可といった大人の介入の余地を認めているとする。

このように山下は、民法は若者の成長について、必ずしも成年年齢だけを重視しているわけではないことを指摘し、民法ではおおよそ15歳という年齢が、人の成長に関する一つの区切りとされているとする。15歳になれば、大半の若者は自分の行為の法的な意味を認識するだけの判断能力を有しており、したがって本人の自己決定が尊重されるようになるというのである。しかし、15歳は判断能力の一応の完成時期であるとしても、判断の基礎となる社会的経験の量という点に関しては、まだまだ不十分な年齢である。したがって15歳から成年年齢に達するまでは、社会経験の不足ゆえに判断を誤り、その後の人生に悪影響を及ぼすことがないように若者を守るための、社会的経験の不足を補うための猶予期間であると位置付ける。

しかし、こうした猶予期間を長く取り、若者を被害から保護するという従来の方法は、現代社会では通用しなくなりつつある。若者の行為能力を制限して消費者被害から遠ざけようとすることは、社会的経験が不足している若者を守るために、若者から社会的経験を積む機会を奪うという一見して不合理な方法を取っていることになる。複雑化した現代社会で必要なのは、事業者が消費者の経験不足に乗じて不当な勧誘を行った場合に、消費者の年齢にかかわらず保護を与える仕組みを充実させ、取引経験自体はより若い頃から積ませていくことである、と指摘する。

さらに自立前の若者への対応のあり方をめぐっては、自立していない若者のなかには、非正規雇用の増加などの外的要因が影響し、個々の若者に責任を帰すことができない者もいる。こうした状況をふまえれば、高校、大学を卒業したら皆が一斉に就職して働き始めるものであり、自立していない若者は本人の自助努力が足りないのだという論調で、若者の生き方を一律に評価することは難しくなっていると云わざるを得ないとする。

以上のことから、社会的経験の不足を補う猶予期間は短縮しつつ、個々の若者の社会的経験や自立の状況に応じた、個別の保護を厚くする方向に政策を転換するのが、今回の民法改正による成年年齢引下げの意義であるとする。こうした文脈のなかでは、成年年齢は「自立すべき年齢」、すなわち若者が自立しなければならない年齢の上限ではなく、「自立してもよい年齢」、すなわち若者が自立を選択することができる下限を設定したものと捉えるべきであると主張しているのである。成年年齢の引下げは、若者の自立を促すために若者の保護を切り捨てて自己責任や自助努力を促すといったものと捉えるべきではなく、むしろ複雑化した社会構造と多様化した価値観のなかで従来型の消費者被害対策や自立支援が難しくなっていることをふまえて、成年年齢の位置付け自体を再定義することが民法改正の真の意義だと述べているのである。

次に、遠藤⁸⁾は、「成年」という概念を、フル・メンバーシップを与えるという法的・社会的効果を与えるものとして絶対視する必要性に乏しく、またそのように考えることは複雑化する社会・経済情勢、若年者の婚姻・就業等年齢が遅くなっているという実情などに鑑みると、必ずしも適切ではないことを指摘する。いわゆる「大人・子ども二分論」だけが絶対的なのではなく、民法上の能力は段階的に取得されるということを重視し、そして成年年齢が引き下げられたことを契機として成年という概念の法的重要性は相対的に薄まった可能性があるとする。

まず、以下のように民法においてそれぞれの年齢区分ごとに獲得する能力を整理し、成年とは民法のなかでどのように位置付けられるのかを確認している。まず6~7歳は、行為は全て無効と評価される状態から脱し、「自分の行為の結果を判断することができる精神能力」である意思能力を獲得する年齢であるとする。12~13歳は、民法上、不法行為責任の責任主体として評価されることになる年齢である。15歳は、意思能力があれば、遺言をすることができるようになる、家庭裁判所の後見的な判断のもと単独で他者の養子となる縁組を締結することができるようになる、家庭裁判所の許可を得て本人が氏の変更を行うことができるようになる、そして法定代理人の同意を要せず単独で認知をすることができるよ

8) 遠藤・前掲註5) 73-110頁。

うになる年齢である。こうした身分行為を15歳になれば行うことができるようになる理由としては、十分な意思能力が備わったことが根拠として示されていることを挙げる。そして、民法改正により成年年齢となる18歳は、婚姻をすることができるようになり、未成年者取消権を失い、親権に服することがなくなる年齢である。このように、民法上の能力は段階的に取得されていくと整理する。成年年齢だけが民法における基準となっているわけではない。

さらに、18歳以上という年齢が民法上もつ意味を確認する。まず、成年年齢の引下げを行った民法改正では、養親年齢を20歳とした。従来、「養子をする」ことができる者は「成年に達した者」であり、養親になることができる年齢は成年年齢と一致していたが、民法改正によりこれを20歳としたため、成年年齢と養子をする年齢は分離し、「成年であってもできないこと」が新たに創設された。そして、養親子関係が子の生活環境にも影響があるとすれば、成年とは別の（成年年齢よりも高い）年齢要件が与えられることには一定の合理性があると指摘する。

次に、成年後の若年消費者保護をめぐる議論を確認し、その意義を検討している。すなわち、民法改正によって18歳、19歳の者が未成年者取消権の行使ができなくなることを契機に、新たに成年となった18歳、19歳の者に限らない若年者や、判断能力や知識・経験不足につけ込まれた「脆弱な消費者一般」を保護する必要性を指摘し、消費者契約法等を通じたセーフティー・ネットの創設を提示する見解が示されていることを挙げる。これらをふまえると、18歳になることにより未成年者取消権という一律の保護からは脱却しなければならないが、民法その他の法令の解釈・立法を通じ、個別的な若年消費者の保護はこれまで以上に意識されるべきであると指摘するのである。複雑化し、リスクを含有する取引が増加している現代においては、『成年』を直ちに完全に自立的な市民となる年齢として捉えるべきではないし、むしろ、個別的な配慮の必要性を強めたのが、今回の民法改正であると評価すべき」と指摘するのである。

さらに、民法改正により成年年齢は18歳とされたにもかかわらず、喫煙可能年齢・飲酒可能年齢・ギャンブル投票券の購入可能年齢は20歳という下限年齢を維持することとなり、それは「健康被害の防止や青少年の保護の観点」、「健康

面への影響や非行防止の観点」からの政策だと説明されていることから、成年という概念が質的に転換されたとみる可能性があることを指摘する。成年年齢が引き下げられるまでは、成年とは自己決定・自己責任により喫煙、飲酒、ギャンブル投票券の購入を行ない、それらの行為によって自身に悪影響が生じるようになったとしても「自己に対して生ずる危険も甘受しなければならない」存在であったが、民法改正後は「成年者であっても、危険なものから保護される存在」、「成年であっても、完全に自己に及ぶ危険を自己決定と自己責任のもとで受け入れ得る存在ではない」と、成年概念が転換したというのである。

このように遠藤は、人は成熟する過程で、民法上の能力を段階的に獲得するという点を強調し、民法改正により「『成年』と位置づけられることとなった18歳という年齢は、もはや、『完全な大人』として評価すべきではなく、(身分行為だけでなく契約等も含めて)一般的な法律行為を行うために必要な成熟した『意思』を一応有するに至ったと評価し得る年齢という意味に限定して捉えるべきである。それは、複雑化する取引社会の中で生きる経験の乏しい若年者に対して保護の必要性がなくなったことを意味するわけでもなければ、危険への接近を政策的に制限する必要がなくなったことを意味するわけでもなければ、特に社会的・経済的に不利・不遇な立場に置かれている若年成年者に対して、自己責任を根拠として積極的な支援の打ち切りを正当化することを意味するものでもない。成熟した意思を獲得することをもって成年と捉えるとしても、それが直ちに、全ての社会的・経済的責任を負わせるべき存在と捉えることはできない」とする。

3. フル・メンバーシップを与える機能を強調する立場

上記のように、人は成長の過程のなかで民法上の様々な能力を段階的に取得していくという点を強調する論稿がある一方で、水野紀子⁹⁾は、成年年齢の意義を、法的に独立して行動することができる市民社会のフル・メンバーシップを与えるものだと位置付ける。しかし、成年年齢をフル・メンバーシップを与えるものだと評しながらも、脆弱性を有し、支援を必要とする若者が18歳となり成年に達

9) 水野紀子「成年年齢・婚姻年齢に係る民法改正の意義と課題——家族法を中心に——」法の支配(196)(2020年)58-67頁。

したからといって支援を受けることができなくなるようなことになるべきではないとし、実際に支援を必要とする若者に実効的な社会的支援を提供する改革を行うべきであることを指摘する。

水野は日本の民法の特徴として、未成年者の保護として機能していたのは未成年者取消権ばかりであり、虐待を受けている未成年者の保護、すなわち親権からの解放という側面においては機能してこなかったとする。そのうえで、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、18歳を基準年齢とする児童福祉法との齟齬がなくなり、「親権の壁」といわれる問題が解消されるとして肯定的に評価している。しかし、民法改正により18歳、19歳の者にフル・メンバーシップが与えられることになったとしても、すべての場面で18歳が基準となるべきではなく、「民法においても、諸法においても、合理的な必要があれば成年年齢と異なる年齢を基準として設定することは妨げられないはずである」こと、「まして支援を必要な子どもが成年になったとたんに支援を失うことを意味するべきではない」ことを指摘する。児童虐待の影響で安定した自我が形成されず「脆弱性を抱える18歳と19歳の子どもたち」については、親ではなく本人を直接に支援する制度を設計し、若年者雇用対策とも連携して支援を行なっていく必要性を挙げている。

このように水野は、成年年齢に達した者を、法的に独立して行動することができるフル・メンバーシップを獲得した者と位置付けながらも、その若年者が脆弱性を抱えているのであれば、それに着目した支援を提供していくことが必要であることを強調している。18歳、19歳の者が民法上のフル・メンバーシップを獲得したことで、脆弱性を抱える個人を支援する法律において18歳以外の年齢を基準として設定し、支援することとは併存するとの立場をとっているのである。

水野は、大村が提唱する段階的な成年年齢の設定については、段階的な処理が困難をもたらすこと、また子どもを大人にする成年という観念の力が弱まることから賛成できないとする。それでも、大村「の論文の立論も、若者支援の必要性という問題意識は、共通しているものと思われる」と述べ、成年概念への理解では異なるものの、主眼である18歳、19歳を含む若年者への支援の必要性を強調することについては共通する立場を取っていると評している。

4. 民法学における若年者の位置付け

民法改正を機に成年年齢の意義について検討した山下、遠藤、水野3人の議論をそれぞれ整理すると、まず山下は、民法改正により、成年年齢は「自立しなければならない年齢」から「自立してもよい年齢」へと変化したとする。そして成年年齢引下げの意義は、個々の若者の社会的経験や自立の状況に応じた、個別の保護を厚くする方向に政策を転換することであり、若者の自立を促すために若者の保護を切り捨てて自己責任や自助努力を促すといったものと捉えるべきではないと指摘する。遠藤は、成年年齢となった18歳は「完全な大人」ではなく、一般的な法律行為を行うために必要な成熟した意思を一応有するに至ったと評価し得る年齢という限定的な理解を示す。そのうえで、民法改正により成年概念がもつ意義は薄まり、成年に達したからといって保護の対象から除外したり、自己責任を根拠として支援を打ち切ったりすることを正当化するものではないと論じる。山下も遠藤も、民法上、様々な能力は段階的に取得されるとの立場から、民法改正により成年年齢がもつ意義は変化した、あるいは薄まったのであり、改正後は18歳という年齢を基準として「自立している者」と「自立していない者」、あるいは「大人」と「子ども」というように明確に分けるものではないと指摘する。

水野は他の2人とは異なり、成年年齢の意義は法的に独立して行動することができる市民社会のフル・メンバーシップを与えるものだとしながらも、すべての場面で18歳が基準となるべきではないとする。民法上のフル・メンバーシップを獲得することと、脆弱性を抱える個人を支援する法律において18歳以外の年齢を基準として設定し、支援することとは併存するとの立場をとっているのである。いずれの見解も、若年者に対する個別の配慮の必要性を強調し、18歳を基準として保護の対象外としたり、支援を打ち切ったりすべきではないことを論じているのである。

以上のことから、成年年齢引下げの結果、18歳、19歳の者が民法上、どのように位置付けられたのかという点については、まず、18歳、19歳の者は親権に服することはなくなり、未成年者取消権も喪失したということから、一律の保護の対象ではなくなったことは確かである。しかし民法改正の結果、18歳、19歳の者を含むが、その年齢に限られない若年者は、それぞれの者がおかれた状況や

抱える脆弱性に着目した、必要とする個別の保護を受ける存在へと法的位置付けが変化したとみるべきであろう。そして、民法を改正して成年年齢を引き下げた結果、18歳、19歳の者を含む若年者の法的位置付けが、以上のような必要に応じた個別の保護を受ける存在となったのであるから、政策として若年者保護の制度を拡充し、個別の必要性に応じた支援を行なう体制づくりが求められることとなる。

Ⅲ 特定少年の法的位置付けと国家による介入根拠

1. 特定少年に対する国家による介入根拠

個々の若年者がおかれた状況や抱える脆弱性に着目し、個別に必要とする保護を受ける者には、非行をした18歳、19歳の者、すなわち少年法改正によって「特定少年」と呼ばれるようになった少年も含まれると考えるべきであろう。非行少年は、その多くが社会的負因や生きづらさを抱え、社会資源・社会関係資本の蓄積やライフチャンスという点で不利な状況にたたされている存在であることが指摘されている¹⁰⁾。さらに近年では、非行の背景には少年たちの厳しい生育環境があることが窺えることから、非行少年の生育環境についての特別調査¹¹⁾も行われている。この特別調査では、保護処分を言い渡された少年¹²⁾の小児期逆境体験(Adverse Childhood Experiences。以下、ACEという。)の状況と経済状況について調査が行われた。ACEは多くの先行研究において、その後の社会・情緒・認知面の障害につながり、心身の健康不全や社会不適応・行動上の問題として表面化するとモデルが提唱されており、ACEを有する多くの人たちが、医療・保健福祉・司法との関わりをもつようになる可能性が高いことが指摘されている¹³⁾。

10) 武内謙治『少年法講義』(日本評論社、2015年)71-72頁。

11) 法務総合研究所「研究部報告 65 非行少年と生育環境に関する研究」(2023年)。

12) 調査対象者は、少年院在院者及び保護観察処分少年、そしてその保護者である。少年院在院者と保護観察処分少年とは一般的に非行性の進度に違いがあると考えられることから、保護処分の違いによる身分別の比較を行なっている(法務総合研究所・前掲註10)57頁)。

内閣府が全国の中学2年生に行った調査では、8つの逆境体験のうち「ひとつもあてはまらない(0個)」と回答した者が75.5%であったのに対し¹⁴⁾、特別調査では、少年院在院者の86.3%、保護観察処分少年の56.5%が1つ以上のACEを有していた¹⁵⁾。さらに経済状況については、生活困窮層、周辺層、非生活困窮層に分類¹⁶⁾したところ、少年院在院者及び保護観察処分少年共に、生活困窮層及び周辺層が4割を超えており、決して少なくない家庭で経済的な困難を抱えていることがうかがえるとの指摘がなされている。

以上のような非行少年の境遇をふまえ、民法上の法的位置付け論を振り返れば、特定少年に対しては保護原理に基づき国家による介入を行うことは認められないとの立場は取り得ないであろう。改正後の民法のもとでは、18歳、19歳の者は一律の保護の対象からは外されたが、それぞれの者がおかれた状況や抱える脆弱性に着目した、必要とする個別の保護を受ける存在へと法的に位置付けられたと理解されている。そうであれば、特定少年に対する国家による介入の正当化根拠をめぐっては、人の基本的地位や権利・義務を定めた民法において、18歳、19歳の者が親権に服さない自律的な判断能力を有する存在として位置付けられたのだから、法制度全体の整合性を維持するためという理由から保護原理に基づく介入は許されず、17歳以下の少年に対する国家による介入の正当化根拠とは別異に考えなければならない、という結論に至ることはない。そして、現在の少年法における介入の正当化根拠は、保護原理を基礎としつつも、侵害原理によって介入を限界づけるというように考えられている。保護原理を基礎としつつも、侵害原理によって介入を限界づけるのであれば、国家による過剰な介入であるとの批

13) 法務総合研究所・前掲註11) 56頁。

14) 内閣府政策統括官(政策調整担当)「令和3年子供の生活状況の調査分析報告書」(2021年) 88頁。

15) 内閣府による調査と非行少年に対する特別調査とは、「逆境体験」として質問している内容に若干の違いがある。内閣府による調査では、特別調査で質問している家族の受刑経験、家庭内暴力の目撃、性暴力の被害については質問していない。また調査対象者の年齢が異なっている。そのため2つの調査を単純に比較すべきではないだろうが、それぞれの傾向を把握することは可能であろう。

16) 「低所得」、「家計のひっ迫」、「子供の体験の欠如」という3つの要素のうち2つ以上に該当する世帯を生活困窮層、1つのみ該当する世帯を周辺層、1つも該当しない世帯を非生活困窮層と分類している(法務総合研究所・前掲註11) 137-138頁)。

判もあたらないうであらう。特定少年の場合の介入の正当化根拠も、17歳以下の少年の場合と同様、保護原理と侵害原理と考えるべきであらう。

2. 特定少年に対する保護・支援の必要性

特定少年に対する、国家による介入の正当化根拠が保護原理と侵害原理であると理解すべきだとして、特定少年に対しては虞犯規定が適用されなくなったこと及び保護処分は「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」でその種類と期間を選択しなければならないことについてはどのように理解すべきであるか。これについては、そうした政策的な判断をした、と説明せざるを得ないであらう。もちろん、このような判断の適否は別に論じるべき問題ではある。しかしこれまでも、保護不適による逆送を認めてきた裁判実務は、少年保護の貫徹を断念し、国民の正義観念等との妥協を行うものであり、少年保護に立法政策上の制約を設けることはこれまでも認められていたといえる。保護主義に立法政策上の制約を設けることは直ちに不当だということにはならないとの指摘¹⁷⁾もある。少年法2021年改正においても、「特定少年」という枠組みを新たに設け、特定少年に対しては虞犯による介入はせず、そして保護処分を選択する際に行為に着目する度合いを高めることを要求するという判断を行ったということであらう。

しかし、特定少年に虞犯規定を適用せず、また保護処分選択に「犯情の軽重」を考慮するという制約を設けることにより、特定少年の要保護性に合致した保護を選択することができなくなる場面が生じるであらう。

まず虞犯規定の適用除外をめぐっては、虞犯少年とは、一つひとつは犯罪ではないが、様々な問題行動を重ねている者であり、要保護性の大きい少年であることが指摘されている¹⁸⁾。とりわけ女子少年の場合、虞犯によって少年院送致される者の割合が、男子少年に比べて高いことが特徴として指摘される。すなわち、改正少年法が施行される前の2021年の値をみると、少年院に入院した女子少年のうち、総数では10.9%を「ぐ犯」が占めており、年齢層別では中間少年は22.0%、年長少年は6.2%が「ぐ犯」で少年院に入院している。この値は男子少

17) 本庄武「特定少年の刑事事件に関する特別」法律時報94(2)(2022年)61頁。

18) 服部朗『少年法、融合分野としての』(成文堂、2021年)44頁。

年の場合には、総数では2.9%、中間少年は4.1%、年長少年では1.0%と、男女で構成比に大きな差がある。犯罪行為には至っていないものの、様々な問題行動を重ねた結果、少年院に送致されるほどに要保護性が高いと判断される者が一定数存在しているということが、女子非行少年の特徴ということが出来る¹⁹⁾。さらに女子少年の特徴として、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることが指摘されている²⁰⁾。以上のことから、特定少年に虞犯が適用できなくなった結果、被害体験・精神的な問題を抱え、様々な問題行動を繰り返している女子の特定少年への対応は、少年司法制度においては取ることができなくなったということである。これまで、女子の虞犯少年に対する保護処分は保護的意味合いが強いということが指摘されてきた²¹⁾が、そうした対応を取ることができなくなるということである。ここでは、虞犯の問題を考えるにあたり特徴的な女子少年を中心に論じたが、人数は少なくとも男子少年の場合も同様のことが生じることになる。虞犯規定の適用が除外されることとなっても、虞犯に該当するような行状・性癖がみられる特定少年が存在しなくなるわけではなく、そうした少年に対する早期の対応を、少年司法制度では行うことができなくなったということである。

また、保護処分選択に「犯情の軽重」を考慮するという制約を課したことをめぐっては、非行事実の大きさと要保護性の大きさは一般に比例するといわれているが、比例しない事例も少数ではあるかもしれないが存在するだろう。そしてここで問題となるのは、非行事実としては小さいが要保護性は大きいという事例である。犯情によって示される行為責任は保護処分の上限を画する（処分の下限

19) 少年保護事件の既済人員の女子比をみても、刑法犯では女子が占める割合は14.3%であるのに対し、虞犯の場合には女子が占める割合は34.8%と、大きな差がある。このように、虞犯において女子少年が占める割合が高いことは、女子少年の被侵害性(vulnerability)の高さとも関係しているであろうとの指摘も存在する(服部・前掲註18)43頁)。また、令和6年版犯罪白書では「女性犯罪者の処遇・支援」との特集を組み、特別調査を行なっている。この特別調査の対象者は20歳以上の者であるが、男性と女性を比較した場合、女性受刑者は男性受刑者と比べ、心身の疾患を抱え、不安定な健康状態にある者が多いということが示されている。

20) 法務省 法務総合研究所編『令和6年版犯罪白書』(2024年)390頁。

21) 小西暁和「『特定少年』に対する『虞犯』規定の適用除外について」法律時報94(2)(2022年)46頁。

を枠づける機能はもたない)²²⁾ため、非行事実は小さいが要保護性は大きいという特定少年に対しては、要保護性に応じた保護処分を選択することができないこととなる。要保護性に応じた保護処分を選択できないということは、当該特定少年に対する働きかけは要保護性の解消という観点からは中途半端なものにならざるを得ない。

こうした事態は、少年法改正の前から懸念され、対応への言及がなされてきた。与党・少年法検討プロジェクトチームが、部会が答申案を取りまとめるよりも前に公表した「少年法のあり方についての与党PT合意（基本的な考え方）」には、「家庭裁判所の更生・教育のための処分は、犯情を考慮して相当な範囲で行うものとし、ぐ犯による処分は設けないものとする。なお、罪を犯すおそれのある18・19歳の者の更生・保護のため、行政による保護・支援の一層の推進を図るべきである」との記載がある²³⁾。さらに「少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、政府及び最高裁判所が「格段の配慮をすべき」事項として「十八歳及び十九歳の者の健全育成及び非行防止のためには、早期の段階における働き掛けが有効であることに鑑み、少年非行対策及び福祉支援策における関係府省庁の連携・協議の枠組みを強化するとともに、関係諸機関、団体等と有機的に連携しつつ、適切な保護、支援を行うための施策の一層の推進を図ること」との決議が行われた²⁴⁾。特定少年に対しては虞犯規定の適用の対象外とされたこと、さらに保護処分選択の際に「犯情の軽重を考慮」という制約が設けられたことにより、少年司法制度において必要な保護、支援が実施できないことが起こり得るとして、少年司法制度以外での施策を拡充することが求められているのである。

特定少年に対する少年司法制度以外での保護、支援を拡充していくという方向性は、少年法や家庭裁判所の性格として従来議論されてきた内容、非行少年の特徴やおかれた状況、さらに成年年齢を引き下げた民法改正のもとでの議論の方向

22) 川出・前掲註3) 18頁。

23) 「少年法のあり方についての与党PT合意（基本的な考え方）」は2020年8月6日に開催された部会の第28回会議において配布された。

24) 第204回国会衆議院法務委員会第14回委員会（2021年4月16日）及び第204回国会参議院法務委員会第15回委員会（2021年5月20日）

性と合致するものである。初代最高裁判所事務総局家庭局長である宇田川潤四郎は、家庭裁判所の指導理念として、各種の専門機関や専門家、公私の団体との連携を強調した²⁵⁾。非行少年の実態調査からは、非行少年の多くが ACE を有しており、さらには少なくない割合の非行少年が経済的にも困難な状況におかれていることが明らかになっている。こうした少年については、医療、福祉、就労支援等での支援が求められる。そして、成年年齢を引き下げた民法改正のもとでは、18歳、19歳を含む若年者は、それぞれの者がおかれた状況や抱える脆弱性に着目した、必要とする個別の保護を受ける存在へと法的位置付けが変化したとみるべきであると指摘されている。非行の背景には複合的なニーズがあり、そうした多様な要素が絡み合って非行へと至っていることが少なくないことは、多くの者が指摘するものである。そうした場合、少年司法制度の枠組みのみで対応していくことには限界がある。特定少年の場合にはさらに、虞犯規定の適用の対象外とし、保護処分を選択の際にも「犯情の軽重を考慮」するとの制約を設けるとの政策的な判断を下した以上、少年司法制度以外での保護、支援を国や地方自治体が拡充していく必要性が強調されるのである²⁶⁾。

IV 結語

本稿は、成年年齢の引下げが行われた民法での、18歳、19歳を含む若年者の法的位置付けを検討した民法学における議論を概観し、特定少年の法的位置付け、そしてそこから導かれる介入の正当化根拠についての考察を行った。

25) 宇田川潤四郎『家裁の窓から』（法律文化社、1969年）121-135頁。

26) 小西暁和は、特定少年に対しては虞犯規定が適用できないにもかかわらず法的対応の必要性は認められるのであるから、対応策として、既存の法制度の下では少年警察活動における補導、若年の被害女性に対する支援活動、子ども・若者育成支援推進法の枠組みにおける支援活動を挙げる（小西・前掲註21）45-47頁）。また服部朗は、要保護性について検討する論文において、犯情の軽重の考慮と要保護性判断との関係に関する見解を述べるなかで、特定少年に対しては「犯情の軽重を考慮して」保護処分を言い渡すとの制約が課され、要保護性に応じた処分選択が行えないケースが生じ得るとし、家裁をはじめとした関係機関・関係者に少年のニーズに応じた個別支援を一層充実させることが求められることを指摘する（服部朗「要保護性をめぐる理論状況」季刊刑事弁護（120）（2024年）90頁）。

民法学での議論では、成年年齢が引き下げられたことにより成年年齢の意義が変化したと考えるべきであり、成年年齢を境として「大人」と「子ども」とを分け、成年年齢を超えた者については自立することを求め、保護の対象から一律に排除するというような理解を取るべきではないとの見解や、成年年齢を超えた者は市民社会でのフル・メンバーシップを獲得した者であるとしても、保護を要する者については必要な保護を実施すべきであるとの見解が示されていた。民法学での議論では、若年者の法的位置付けは、それぞれの者がおかれた状況や抱える脆弱性に着目した、必要とする個別の保護を受ける存在となっていた。

少年法をめぐる議論では、選挙権年齢や成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳の者が「社会において、責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場」におかれたことが強調されている。その一方で民法学の議論からは、非行少年のように困難な状況におかれ、脆弱性を抱えている若年者に一方的に期待をかけ、自己責任・自助努力で自立を求めるようなことは行うべきではないということが導かれるであろう。こうした民法学での議論と整合性のとれた、少年法における18歳、19歳の者の「その立場に応じた取扱い」とは、保護原理に基づく介入を排除するものとはなり得ないであろう。さらに、虞犯規定の適用除外、保護処分選択の際に「犯情の軽重を考慮」するとの制約を設けた以上、少年司法制度以外での保護、支援のための制度を充実させていくことが国や地方自治体に対しては要求されることを強調するべきである。